

# 戸籍証明書等の郵便申請書

( )市区町村長 様

申請日 令和 年 月 日

<b>必要な戸籍</b>	<b>本 籍</b>	※住所ではありません。
	<b>筆頭者の氏名</b>	※戸籍の最初に書かれている人。亡くなっていても変わりません。

証明書の種類		謄本(全部事項証明)	抄本(個人事項証明)	必要な方のお名前と生年月日	手 数	料	
	戸 籍	通	通	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	1通	450円	※市区町村村によって異なります。
	除 籍	通	通	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	1通	750円	
	改製原戸籍	通	通	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	1通	750円	
	戸籍の附票	通	通	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	1通	200円	
	身分証明書	通	通	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	1通	200円	
	その他 ( )	通	通	(明・大・昭・平・令 年 月 日)	1通	200円	

**申請理由**

パスポート
  戸籍届出 (婚姻・転籍・その他 )  
 公的年金 (どなた: 様)の(種類: 国民・厚生・共済 年金)の請求・停止  
 相続 (亡くなった方: 様) ※必要な内容を下の必要事項欄へ記入してください。  
 その他 具体的に記入してください。( )

**必要事項 (取得する戸籍に範囲指定がある場合は記載してください。取得する戸籍が複数になる場合があります。)**

( ) 様)の(出生・婚姻・ )から(死亡・現在・ )までの戸籍を 各( )通  
 ( ) 様)と( ) 様)の(親子・兄弟姉妹・ )関係が載る戸籍を( )通

〔その他: 〕

※相続で除籍等を請求される方は、被相続人(死亡した方)との関係がわかるよう、戸籍謄本等のコピーを添付してください。  
 (本籍が新地町の方は省略可)

**最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はその内容をご記入ください。**

届 出 日	令和 年 月 日	出生・死亡・婚姻・離婚・その他( 届)
届 出 地	都道府県 市区町村	

<b>申請者</b>	<b>住 所</b>	フリガナ
	<b>氏 名</b>	(印)
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日生	
	<b>必要な戸籍と申請者の関係</b>	本人・夫・妻・子・孫・父母・その他( ) ※本人・配偶者・直系以外の方は、委任状が必要となる場合がありますので本籍地の市区町村へお問い合わせください。
	<b>昼間の連絡先電話番号</b>	( ) -
<b>同封する手数料</b>	(定額小為替) (切手) 手数料 円 / 返信料 円 / 合計 円	

## 郵送による戸籍証明の申請方法

下記の①～④のもの(⑤に該当する場合は⑤も含む)を同封して申請してください。

### ①申請書

戸籍証明書等の郵便申請書の各項目に必要事項を記入してください。

### ②手数料

郵便局で扱っております「定額小為替(無記名のもの)」を必要金額分同封してください。

### ③返信用封筒及び返信料

定形封筒に返送先住所と氏名を記入し、返信用切手(110円)を貼ってください。発行した証明書をご用意いただいた封筒にて郵送いたします。なお、証明書の送付先は、請求者の住所のみです。

※申請通数が多い場合は、140円または180円切手を貼ってください。不足の場合受取人着払いとなります。

※速達郵便を希望する方は、通常料金に加えて速達料金分の切手を貼り、返信用封筒に速達と記入してください。

### ④本人確認書類の写し(現住所が確認できるもの)

運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート(顔写真有)、健康保険証等 等  
氏名、生年月日、現在の住所が確認できる本人確認書類の写しを同封してください。

### ⑤必要な戸籍に記載されている方と申請者の関係が確認できる書類

相続手続き等で戸籍証明を請求される方は、被相続人(死亡した方)との関係がわかる書類(戸籍謄本等の写し)を同封してください。(※申請者の本籍が申請先市区町村の場合は省略可)  
また、請求理由や提出先、申請者と必要な戸籍に載っている方の関係をできるだけ詳しく記入してください。

### 【注意事項】

●郵便申請の場合、配達日数と役場の処理日数が必要です。申請内容や時期によっては申請から受取りまでに一週間から10日間程度かかる場合があります。

●戸籍等証明書は正当な申請理由が無いと交付できません。請求理由を明確に記載し申請してください。

●申請内容に不備があったり、手数料等が不足している場合は申請書をお返す場合がありますので、申請書には昼間連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

●申請内容に偽りが認められた場合や、その他不正な手段によって交付を受けた場合は刑罰が科せられます。(戸籍法・住民基本台帳法)

ご不明な点は、申請先(本籍地)の市区町村役場にお問い合わせください。

#### 本籍が新地町の場合の送付及びお問い合わせ先

〒979-2792

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地

新地町役場 町民課 町民係

電話番号 0244-62-2115(直通)